

控

平成29年（ネ）第1843号 損害賠償等本訴・同反訴請求控訴事件

控訴人兼被控訴人（第一審被告） 吉井 康雄

被控訴人兼控訴人（第一審原告） 学校法人大阪経済大学



準備書面（2）

第一審原告大学の「控訴答弁書」に対して

平成29年12月4日

大阪高等裁判所 第4民事部 御 中

控訴人（第一審被告）

吉 井 康 雄



はじめに

2013年6月7日に第一審被告が第一審原告大学を訴えた地位確認等請求事件（平成25年（ワ）第5815号）および2014年10月10日に控訴した地位確認等請求控訴事件（平成26年（ネ）第2955号）の裁判にかかわる情報をウェブページに公開したことをうけて、第一審原告が訴訟を起こした損害賠償等請求本訴、同反訴事件の原審判決で、「被告が不法行為に基づいて賠償すべき原告の損害額は、30万円である」との判決を取り下げていただくべく控訴したもので（34～36頁）、第一審被告の控訴理由の適切さを判断するために、重要な判決部分を以下に抜粋する。

「被告は、原告に対し、本件教授会の議事内容の公開（議事の秘密の侵害）によって原告が被った損害を賠償すべき責任を負うところ、被告の上記不法行為によって、原告は、その運営する本件大学の教授会における自由な発言による議論が阻害され、教授会による適正な意思決定が脅かされるという無形の損害を被ったものと認められる。

そして、ホームページ上に複数回にわたり本件教授会の内容を音声データの形

式等で公開するという被告の不法行為の態様、公開された議事の内容、その他本件に顕れた一切の事情を総合考慮すれば、原告に生じた上記損害を填補するための額としては、30万円が相当である」

上記判決部分を取り下げてください、第一審被告の、通常人としての道徳観から、不法行為にはあたらないとみなす「違法性阻却事由」をもとに抗弁したのが、第一審被告の控訴理由書である。この第一審被告の抗弁、「違法性阻却事由」の枠組みを、第一審原告大学は悉く「このような抗弁事由は存在しない。抗弁事由とならない以上、その内容については認否の要なし」としている。

第一審被告は法律の専門家ではないが、第一審原告大学との裁判を経験して、日本の法体系の精緻さに感銘している一人として、通常人の道徳観の延長線上で「違法性阻却事由」を解釈し、情報収集すると、「法令による行為・正当業務行為の抗弁」、「正当防衛の抗弁」、「緊急避難の抗弁」などが例示されているように、第一審被告の抗弁の枠組みはそれほど乖離しているとは思われない。

それよりも重要なことは、双方が真摯に事実の真実性を明らかにする抗弁を連鎖することにより、より公平、より公正な判決に寄与する訳で、そのような姿勢が求められているということを主張しておきたい。

したがって、次の、「第1 第一審原告大学の、第一審被告の控訴理由書に関する認否に対して」において、第一審被告は第一審原告大学の認否に関して積極的に認否も反論もできない状態にあることをお断りしておく。

なお、原審判決を確認して気づいたことは、請求2（削除請求）の「ア 主位的請求」も「イ 予備的請求」も同じ効果をもたらす記載内容であり、主位的請求、予備的請求と区別される根拠を知りたく思った次第である。その理由は、第一審被告は研究目的を達成するために自分でプログラムを作成してきた経験に因る判断である。

第1 第一審原告大学の、第一審被告の控訴理由書に関する認否に対して

1 「2 控訴理由書2（1）（4頁）について」の部分

争う。

第一審被告の「不法行為を形成しない」との主張の正当性についての判断は、

大阪高裁に委ねる。

2 「3 控訴理由書2(2)ア(6頁)について」の部分

第一審原告大学の「抗弁事由は存在しない」との主張には争う。

「法制度の枠組みに反する行為は、その枠組みが不法行為とみなす要件」の部分は、違法性阻却事由にかかわる法解釈の問題であり、大阪高裁の判断に委ねる。

なお、第一審被告が草薙副学長との私的会話の音声データを証拠として提出した別件裁判により、副学長理事を下ろされ、年俸10%減俸といった懲戒処分を受けた草薙氏の裁判において、理事会および懲戒等検討委員会での北村實理事の振る舞いが道徳的に逸脱した行為であることから、実質敗訴、和解していることを考慮すれば、「法制度の枠組みに反する行為は、その枠組みが不法行為とみなす要件」であったことが推認される(乙166 和解条項)。

「控訴人は、被控訴人大学の不法行為を改善する努力を長期間行ってきた」との第一審被告の主張を「争う」、「抗弁事由とならない」としているが、第一審被告の控訴理由書の8～10頁の記載内容は事実として存在する真実であり、例えば、井阪理事長との面接に関しては、経営の最高責任者である理事長の意思決定如何であると、面接の必要性を強く後押しされたのは、当時、第一審被告の学内での立場を心配されていたオムロン会長の側近とオムロンの長期に亘った労働争議の責任者、経営コンサルタントの2名のアドバイスに従ったものである。

第一審原告大学は第一審被告が証拠をもって抗弁しているように、証拠をもって再抗弁されるべきである。

3 「4 控訴理由書2(2)イ(11頁)について」の部分

「被控訴人大学、経営学部執行部(除く、濱本、渡辺体制)による不法行為」は抗弁事由とならない、としているが、抗弁の事由となるか否かについて、民事訴訟上、第一審被告が第一審原告大学の申立てや主張を否認するだけでなく、これらを排除するために自ら立証責任を負う別の事実を主張することが認められている訳で、前述したように、第一審被告は証拠をあげて抗弁していることから、第一審原告大学はこれらが真実ではないという証拠を示して再抗弁すべき立場にあると強く主張する。

4 下記部分に関して

控訴理由書 2 (2) ウ (34 頁) について」の部分

控訴理由書 2 (2) エ (37 頁) について」の部分

控訴理由書 3 (43 頁) について」の部分

第 1 審原告大学は、ただ、争うとの表現のみで、「何を」「どのような理由で」争うとの根拠を示していないことから、第一審被告は応答のしようがない。

第一審原告大学は原審判決に対し、控訴し、かつ、第一審被告も控訴している訳であるから、第一審被告の控訴理由に対し、公共性、公益性、事実の真实性の観点から、積極的に認否すべきである。

第 2 「第 3 一審本訴原告の主張」に対する認否

1 「1 録音禁止の周知」について

争う。

経営学部教授会規程には議事録を録音で残す、補完するなどとは明記されていない。なお、議事録の趣旨から考えて、別件訴訟で井形、池島への尋問で明らかになったようにカリキュラム委員会の議事録が存在しないことの方が不自然である。理事会では議事録と録音の双方があり、録音は欠席された理事への配慮としても寄与しているが、時々、録音を禁止することがあるようで、当時、事務方にその理由を聞いたところ、理由は不明とのことであった。

「録音希望者は、出席者の了解を得て行う」との周知の件であるが、議事録は必ずしも真実を表現していないこと（乙 129：2004 年 5 月 21 日教授会の反訳書、乙 128：その音声データ）、経営学部執行部による言論封じの動きがあること（乙 144）、第一審被告の控訴理由書の 11～34 頁に示すように、執行部の思惑が働く特定の状況下では公明正大な運営がなされていない多くの事実があることを考慮すると、北村實の発言「録音することを承知いただく」（乙 129、音声は乙 128）とはせずに「録音希望者は、出席者の了解を得て行う」とした議事録をもとに教授会メンバーに周知すること自体、言論統制を意図する執行部の思惑の 1 つと解され、第一審原告大学の主張には無理がある。

第一審被告の控訴理由書の 34～37 頁は、教授会議事の無断録音は不法行為

にはあたらないとする第一審被告の事実データをもとにした抗弁であり、第一審原告大学は、これら事実データが虚偽か否かを再抗弁されるべきである。

2 「2 秘密録音の不法行為性」について

争う。

第一審被告の控訴理由書そのものが、第一審原告大学の認否への反論であり、不法行為の免責を求めての第一審被告の抗弁である。

この理由書の10頁に述べるように、経営学部執行部の組織的な不法行為を立証すること、彼らの不法行為から身分を護ること、すなわち、音声で残すという防御対策をとらなかったならば、別件訴訟での大阪高裁による「被控訴人井形及び被控訴人池島の故意による共同不法行為」という判決が勝ち得られたかという点、第一審被告は限りなく不可能であったと判断している。

この困難さを立証する良い例が草薙氏の裁判である。北村實理事への尋問（乙162）からわかることは、理事会という組織も懲戒等検討委員会も正常に機能していないということ、北村實、二宮正司、井形浩治、池島真策、木村俊郎と続く経営学部学部長・理事のもとでは経営学部執行部による組織的な不法行為は起るはずがないとは断言できないということである。

すなわち、第一審被告が別件訴訟（大阪高裁）で証拠とした草薙氏との私的会話（乙4、乙103）をもとに草薙氏を懲戒処分に導いた主要人物である北村實は、特任教員任用規程（乙13）を無視する不法行為が大阪高裁判決で確定した井形との私的会話（乙2、乙22）も別件訴訟（大阪地裁）で証拠としていることに対し、井形には責任を問わず、「特任教員任用規程と外れる不法行為とは考えていない」と述べ、「推薦委員会に第一審被告の申請書類を提出しないことはパワハラではないか」との質問には、「パワハラとは思いません」と答えている。

これは学内規程を無視した法令順守違反であり、「クリーンハンドの原則」に反する行為である。このような不適切な行為が、理事会、懲戒等検討委員会、経営学部教授会、カリキュラム委員会などでなされていることを認識して、秘密録音の不法行為性の有無、録音で議事録を残すべきか否かの判断材料の1つにすべきと第一審被告は主張する。

なお、「教授会の議事の秘密」が担保されるのは通常人の道德観のもとで是と

認識される、そのような議事運営がなされている場合に、「教授会の議事の秘密」が担保されると第一審被告は主張する。

3 「3 議事の秘密」について

争う。

「非公開であるはずの本件教授会の議事内容が無断で録音されて公開されたという事実が存在すれば、当該行為を行った者が既に退職していたとしても、現在及び将来の本件教授会における発言について萎縮効果は生じるというべきである」との原審判決（35頁）をもとに、議題が何であっても萎縮効果は生じるとする第一審原告大学の主張に対して、第一審被告は「教授会の議事内容の公開による教授会での発言の萎縮とその実害に関して」と題して抗弁している（第一審被告控訴理由書の41～43頁）。

教授会議事内容の無断公開が教授会における発言について萎縮効果は生じるとの判示に対して、経営学部のような教授会では、**教授会議事内容の公開こそ教授会メンバーの萎縮を回避する有効な手段であるという例を示す。**

- ① 別件訴訟での**大阪高裁判決「被控訴人井形及び被控訴人池島の故意による共同不法行為」（2015年4月23日）**およびその背景情報について第一審被告の公開したウェブページにより**経営学部教授会メンバーが周知している。**
- ② 井形浩治、池島真策連名文書「吉井氏の問題に対する経営学部における確認依頼」（2016年1月15日）で、「**今になって、井形および池島の行為が役職上の正当な業務ではないかのような意見が学内外で出されている**ということは、**はなはだ遺憾であります**」、「**なぜ今頃になって、井形および池島の行為が正当な業務ではないかのような意見が学内外で出されるのは理解しかねます**」と繰り返し述べる一方、学長執行部を職務違反（善管注意義務違反）と評している（甲13）。
- ③ 第一審原告大学控訴理由書では、同日の経営学部教授会で甲13を検討したところ、「**問題がないことが確認された**」と述べている（22頁）。
- ④ 木村俊郎文書「特任教員任用をめぐる吉井氏問題の総括」（2016年2月24日）では、理事会で「今般の吉井氏問題で当時の検討委員会委員長：

池島氏は自己に課された職務を忠実に執行したのみであると言える。一方、学部長：井形氏は控訴審判決のようなそしりを免れるためにも吉井氏問題について、学長：徳永氏との間でもう少し慎重な肌理の細かい議論をしておくべきであったと考える。このことは学長：徳永氏においても同様である」と述べ、さらに、学長執行部を職務執行の懈怠と評している（甲15）。

- ⑤ 第一審原告大学控訴理由書では、2016年2月23日学内理事会では、木村文書が報告され、「その内容が概ねオーソライズされている」と述べている（22頁）。

この①～⑤を解釈すると、①では、経営学部教授会メンバーは2012年11月16日の教授会で「吉井の特任人事は不受理」（乙3、乙24）と報告した井形学部長・理事の発言は、井形、池島の故意による共同不法行為であったことを周知しており、②では、井形、池島らの不法行為を問題視する学内外からの批判があることが周知される。このような状況下にもかかわらず、③にあるように、経営学部教授会メンバーは井形、池島らの不法行為を問題がないと議決している。

理事会の審議にむけての経営学部教授会の意見表明である議決、ここでの意味は不適切な誤った議決をさすが、単純に、教授会メンバーには善悪の判断能力が欠如しているためと理由づけできないことが自明であることから、経営学部執行部に対して反論できない状況下にあることが推認される。

同様のことは、木村文書が学内理事会でオーソライズされたように、理事会においてもまた、北村實グループによる統制下にあることが推認される。

これらを鑑みれば、第一審被告の情報公開よりも言論統制する経営学部執行部の圧力の方が強いことが推認され、教授会メンバーを真に萎縮させているのは経営学部執行部であって、ベルリンの壁が崩壊したように、経営学部執行部の圧力から解放する有効な手段として機能するであろうと期待されるのが、第一審被告がしたような情報公開であり、経営の範たる経営学部こそ、率先して公共性、公益性の観点からも教授会議事内容の積極的な情報公開に努めるべきであると主張する。

結論

第一審原告大学の「控訴答弁書」には、第一審被告として何ら有益な情報、反論す

べきこともなく、経営学部教授会は執行部により歪められた状況下であり、理事会もまた、北村實理事らにより機能不全の状況下にあることが、草薙氏の裁判資料および山田氏の文書（乙141、乙142）、井形、池島の連名文書（甲13）、木村文書（甲15）から、明瞭に確認されたことであり、諸悪の根源は彼らにあると感じた次第である。

したがって、第一審被告の非を追求するよりも、第一審被告が示した事実の真実性を検証し、真摯に第一審被告の訴えに耳を傾けて、第一審原告大学の組織改革に努めることが、社会の公器として第一審原告大学の存在が認められる唯一の手段であると主張する。

ここで、あらためて、瀧川裕英氏の論文「公開性としての公共性 — 情報公開と説明責任の理論的意義 — 」の主張に感銘したことを思い出さざるを得ない。

以上